

[事案 22-123] 契約転換無効確認請求

・平成 23 年 3 月 25 日 裁定打切り

<事案の概要>

転換契約は契約者の意思に基づかないものであるとして、契約転換を無効として既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年に契約転換によりなされた申立契約への加入手続きは、下記のとおり、契約者の意思にもとづかずになされたもので、契約転換は無効であるから、既払込保険料を返還して欲しい。

- (1) 本件保険契約の加入申込書は、契約者である自分が作成したものであるが、自分は、同申込書を代理請求特約付加のための書類と認識して署名押印したものであり、本件保険契約の申込みをする意思はなかった。
- (2) 営業担当者は、被保険者(娘)が自署すべきである加入申込書および告知書の被保険者欄に無断で自ら署名し、書類を偽造したものである。

<保険会社の主張>

本件保険契約への加入は、契約者の意思に基づき行われたもので有効であるから、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 契約転換による本件保険契約への加入手続は、下記の通り、契約者の意思に基づくものである。
 - ①契約申込書は、その体裁および記載内容から、保険契約への加入を申込み書類であることは明らかである。
 - ②申立人は、契約申込書を作成すると同時に、保険料口座振替申込書を作成しているが、代理請求特約の付加で保険料口座振替申込書の提出など必要ないことは、普通に考えれば明らかである。
 - ③申立人は、契約申込書を提出後、本件保険契約の第1回保険料充当金を支払っている。
 - ④営業担当者は申立人に対して、設計書、重要事項説明書、パンフレット、約款冊子を交付し、本件保険契約の内容を説明している。
 - ⑤本件保険契約の成立後、当社から申立人に対し保険証券を送付しており、申立人は現にこれを所持している。
- (2) 本件の苦情申出は、営業担当者が申立人の実兄との間でトラブルを生じ、その一連の経過に呼応してなされており、本件申立ては、営業担当者に対する報復目的でなされたものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書および答弁書等にもとづき審理を行ったが、被保険者欄の署名問題に関しては、被保険者欄の署名が本人または法定代理権を持つ親族の署名でなければ

無効である可能性が高くなることから、本件では署名の真偽を明らかにする必要があるが、厳密な証拠調手続をもたない当審査会においてかかる認定をすることは不可能であり、裁判所における訴訟手続によることが適切であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第32条1項（4）により、裁定手続きを打ち切ることとした。